

和田中学校 P T A 規約（令和 4 年）

第 1 条（名称）

本会は舞鶴市立和田中学校 P T A という。

第 2 条（事務所）

本会の事務所は、和田中学校内に置く。

第 3 条（目的）

本会は、会員一体となって生徒の福祉を増進し、学校教育の進展と会員相互の親善を図ることを目的とする。

第 4 条（事業）

本会は、前条の目的を達するため、次の事業を行なう。

1. 学校教育の振興に関すること。
2. 社会と家庭とに対する教育の改善向上。
3. 会員相互の親善教養に関すること。
4. その他目的達成に必要なこと。

第 5 条（会員）

本会は、本校に在籍する生徒の保護者またはこれに代わる者（以下保護者という）と教師で組織する。

第 6 条（役員）

本会に次の役員を置く。

会長 1 名（保護者から） 副会長男女各 1 名（保護者から） 顧問（学校長） 書記 2 名（教師 1、保護者 1） 会計 2 名（教師 1、保護者 1） 会計監査 1 名（保護者から）

第 7 条（役員の選出）

本会の役員は、年度末までに通信投票により選出する。

*投票権は、中舞鶴小学校 6 年生保護者、和田中学校 1，2，3 年生 P T A 会員、教師。

第 8 条（委員）

本会は、次の委員を設けることができる。

1. 学級委員、学年が 2 学級の場合は各学級の保護者から男女 1 名ずつ計 4 名選出する。

学年が 1 学級の場合は学級の保護者から男女計 3 名選出する。

2. 地域委員、各地域の保護者から 1 名以上選出する。

※地域委員と学級役員は兼ねることができる。

3. 総務会委員、本部役員、各学年の正副委員長、各部会の正副部長、および地域委員会の正副委員長、並びに学校側代表がこれにあたる。

4. その他の委員、その年度に於いて必要と思われる委員会委員。

第 9 条（総会）

本会の総会は、年 1 回以上とし、決議は出席の過半数による。必要のある時は、臨時総会を開くことができる。

第10条（総会の権能）

総会は、次の権能をもつ。

1. 事業の決定
2. 会計の承認

第11条（経費）

本会の経費は、会費、教育振興費並びに事業収益金、寄附金をもってあてる。会費は、月150円、教育振興費は、月20円とする。

第12条（会計年次）

本会の会計は、毎年4月1日から3月31日までとする。

付則

第1項 本会の規約の改正は、総会の決議によらなければならない。

第2項 本会の必要な細則は別に定める

第3項 本規約は平成15年11月2日改正

第4項 本規約は平成24年4月18日改正

第5項 本規約は平成28年2月23日改正

第6項 本規約は平成31年2月20日改正

第7項 本規約は令和 3年4月 6日改正

第8項 本規約は令和 4年3月10日改正

和田中学校 P T A 細則

第1条（役員規定）

本則第6条の役員規定を次の如く定める。

1. 役員の任務は次のとおりとする。
 - ・会長は、会務を総理し、本会を代表する。
 - ・副会長は、会長を補佐し、会長不在の時、代理を勤める。
 - ・書記は、会長の命を受けて会務を処理する。
 - ・会計は、本会の出納を司る。
 - ・会計監査は、随時、会計の監査にあたる。

（但し役員の構成に入らない）
2. 役員の任期は1か年とし再任を妨げない。但し連続2年を限度とするが、立候補の場合はその限りではない。又学校側役員はその限りではない。
3. 役員の補充は総務会の決議による。

第2条（学級委員規定）

本則第8条第1項の学級委員規定を次の如く定める。

1. 学級委員の任務は次のとおりとする。
 - ・学級の運営に積極的に協力援助する。
 - ・学級と家庭との密接な連絡にあたること。
 - ・同学年の他学級との連絡協調を図ること。
 - ・P T Aの運営に協力援助すること。
 - ・その他学校教育の発展に関すること。
2. 学級委員は学級会員相互の教養を高め親善を深めるための適当な事業をおこなう。
3. 学級委員の任期は1か年とし、再任を妨げない。但し連続2年を限度とするが立候補の場合はその限りではない。
4. 学級委員は各学年の正副委員長を選出する。
5. 学級委員の補充は各学級の決議による。
6. 地域委員と学級委員は兼ねることができる。

第3条（地域委員規定）

本則第8条第2項の地域委員規定を次の如く定める。

1. 地域委員の任務は次のとおりとする。
 - ・本会の運営に協力すること。
 - ・体育後援会役員としての任務をはたす。
 - ・地域生徒の善導をはかる。
2. 地域委員は地域会員相互の教養を高めるため適当な事業を行なう。
3. 地域委員の任期は1か年とする。但し再任を妨げない。
4. 地域委員は、地域委員会の正副委員長を選出する。
5. 地域委員の補充は各地域の決議による。

第4条（総務会委員規定）

本則第8条第3項の総務会委員規定を次の如く定める。

1. 総務会委員の任務は次のとおりとする。
 - ・ 本会の運営に参画すること。
 - ・ 本会の運営にあたり各学年並びに各部の意向を本会に連絡反映させること。
 - ・ 役員の補充に関すること。
 - ・ その他学校教育の発展に関すること。
2. 総務会委員は必要あるとき、本部と連絡の上総務会を開催し、重要な事項を協議し決定することができる。この場合、次の総会に於いて報告しなければならない。
3. 総務会の構成を次のとおりとする。
 - ・ 本部役員 各学年正副委員長 各部会正副部長 地域委員会正副委員長 学校側代表並びに当該年度に於ける新設委員会・部会の正副委員長・正副部長

第5条（会計監査規定）

本会の会計監査規定を次の如く定める。

1. 会計監査は本会の出納事務の執行を監査する。
2. 会計監査は年1回前項の規定による監査をしなければならない。
3. 会計監査は会員の要求があるときは臨時にその要求に係わる事項について監査しなければならない。
4. 会計監査は前項に定める場合の他に必要があると認めるときは、いつでも監査することができる。

第6条（事業部規定）

本則第4条の規定により本会の運営を円滑に行なうため次の事業部をおく。

1. 学級委員、教師（本部役員を除く）を2部に分かち各所属の事業を企画運営する。
 - ・ 体育部 体育に関すること。
 - ・ 厚生部 健康、厚生に関すること。
2. 各事業部において正副部長を選出する。

第7条（本部役員選挙規定）

本則第6条の役員の選挙規定を次の如く定める。

1. 毎年度末、会長は各学年委員（男女各1名）を選挙管理委員に委嘱し選挙管理委員会を構成する。選挙管理委員会は正副委員長を互選する。
2. 選挙管理委員長は、各地域ブロックより1名、各学年より1名、会長を除く本部役員を推薦委員に委嘱し、推薦委員会を構成する。推薦委員会は、正副委員長を互選する。
※会長は、オブザーバーとして、出席できる。
3. 推薦委員会は、役員の候補者を推薦し選挙管理委員会に報告する。
4. 立候補者は、投票日5日前までに所定の用紙に記入の上、選挙管理委員会に届けなければならない。
5. 選挙管理委員会は、候補者（立候補者を含む）の公表等必要な手続きをとり、通信投票による選挙を行ない、役員を決定する。

6. 選挙管理委員会は、投票日3日前までに役職別候補者一覧表（氏名）及び投票用紙を会員に配布しなければならない。

7. 投票は、役職別に同時に行なう。同一候補者がふたつ以上の役職に最高点であった場合は次の順序に従い決定するものとし、それによって生じた最高点の欠けた役職は次点者がくり上がるものとする。

会長、副会長、書記、会計、会計監査

なお学校側書記、会計は学校において決定する。

8. 2名以上、票数が同点の場合は、年長者を以て決定する。

9. 役員選挙規定（7）を原則とし、それにより難しい場合は、その選挙方法は、その年度の選挙管理委員会で決めることができる。

10. 役員選出の順序は、次の通りとする。

1. 本部役員 2. 地域委員 3. 学級委員

11. 選挙管理委員会、推薦委員会は、一切の選挙関係事務の終了と共に解消する。

第8条（学級委員選挙規定）

本則第8条の学級委員の選挙規定を次のように定める。

1. 学級委員は、学級別会員名簿に基づき、学級毎に通信投票を行い選出される。

2. 選挙管理委員会は、投票日までに、投票用紙を学級毎に1世帯につき1枚を配布しなければならない。

3. 投票は学級別に同時に行う。

4. 開票は前年度の選挙管理委員会が行う。

5. 開票の結果、同一の会員が2学級以上に重複して選出された場合は、学年が異なるときは高学年の当選を優先し、同学年である場合は得票数の多い方の学級の当選を優先する。

6. 開票の結果、1世帯において2名選出された場合は、学年が異なるときは高学年の当選を優先し、同学年である場合は得票数の多い方の学級の当選を優先する。

7. 当選者は異議を申し立てることはできない。

8. 本選挙規定を原則とし、それにより難しい場合は、その選挙方法は、その年の選挙管理委員会で決めることができる。

9. 選挙管理委員会は、一切の選挙関係事務の終了と共に解消する。

第9条（就任の制限）

次の通り、本部役員、学級委員、地域委員への就任を制限し負担の軽減を図る。

1. 中舞鶴小学校PTA本部、事業部長、学級委員

2. 本校本部役員は、学級委員、地域委員へ重複して就任出来ない。

3. 1世帯1名を原則とする。

4. ただし、本校地域委員は本人又は世帯の了承があれば本部役員でない保護者が地域委員を兼ねることができる。その場合地域委員会の正副委員長には就任できない。

5. 前年度本部役員に就いた者は、次年度に限り学級委員に就くことができない。

第10条（慶弔規定）

会員の慶弔規定を次の如く定める。

1. 会員および生徒が死亡した場合は供花 10000 円程度、香典 10000 円をおくる。
2. 災害にあったときには、状況に応じて見舞金をおくる。
3. その他、必要と思われる場合は、その都度本部役員において協議決定する。

第11条（個人情報保護）

1. 和田中学校PTA個人情報保護方針を定め管理する。

付則

- | | |
|-----|----------------------|
| 第1項 | 本会の細則の改正は、総務会の決議による。 |
| 第2項 | 本細則は、平成17年2月23日改正 |
| 第3項 | 本細則は、平成19年12月10日改正 |
| 第4項 | 本細則は、平成24年 4月18日改正 |
| 第5項 | 本細則は、平成28年 2月23日改正 |
| 第6項 | 本細則は、平成31年 2月20日改正 |
| 第7項 | 本規約は 令和3年 4月 6日改正 |
| 第8項 | 本規約は 令和4年 3月10日改正 |